

◆ダム等の管理に係わるフォローアップ制度とは

- 国土交通省では、管理に移行する施設や管理段階のダム等（ダム、堰、湖沼水位調節施設、遊水池）について、平成8年度から「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」を試行導入し、平成14年度より本格的な導入を図っています。
- ダム等の管理に係るフォローアップ制度とは、適切なダム等の管理を行っていくため、事業の効果や環境への影響等を分析、評価し、必要に応じて改善措置を行うものです。
- 本制度では、学識経験者からなるフォローアップ委員会を設立し、委員の意見を聞いて、ダム等の管理に関わる各種の調査結果を客観的・科学的に分析・検討します。その分析結果をとりまとめ、原則として5年ごとに「定期報告書」を作成し公表することとしています。

■高瀬堰に関する「中国地方ダム等管理フォローアップ委員会」開催状況

	開催日	対象年度
第10回	平成18年1月13日	建設以降平成16年までを対象として分析・評価を実施
第17回	平成23年2月15日	平成17年～平成21年を対象として分析・評価を実施
第23回	平成27年12月25日	平成22年～平成26年を対象として分析・評価を実施
第31回	令和2年12月24日	平成27年～令和元年を対象として分析・評価を実施



第31回中国地方ダム等管理フォローアップ委員会 開催状況